



2016年2月18日
第2回桑名市介護&障害合同研修会
(くわなメディアライヴ)

「成年後見制度がよくわかる講座」



桑名市 ゆめはまちゃん (ゆるキャラグランプリ2015 **三重県内第1位**)



2016年2月18日
第2回桑名市介護&障害合同研修会
(くわなメディアライヴ)

よくわかる！
成年後見制度の相談と申立て方法



桑名市保健福祉部地域介護課
中央地域包括支援センター兼障害福祉課
社会福祉士 西村 健二
(桑名市成年後見制度利用支援事業審査会事務局員・
桑名市福祉後見サポートセンター運営委員会事務局員)

桑名市 ゆめはまちゃん (ゆるキャラグランプリ2015 **三重県内第1位**)

本日の進め方

- 1. 成年後見制度の相談を受けたら
- 2. 成年後見制度の申立人になれるのは？
- 3. 成年後見制度の申立て方法





桑名市介護&障害合同研修会

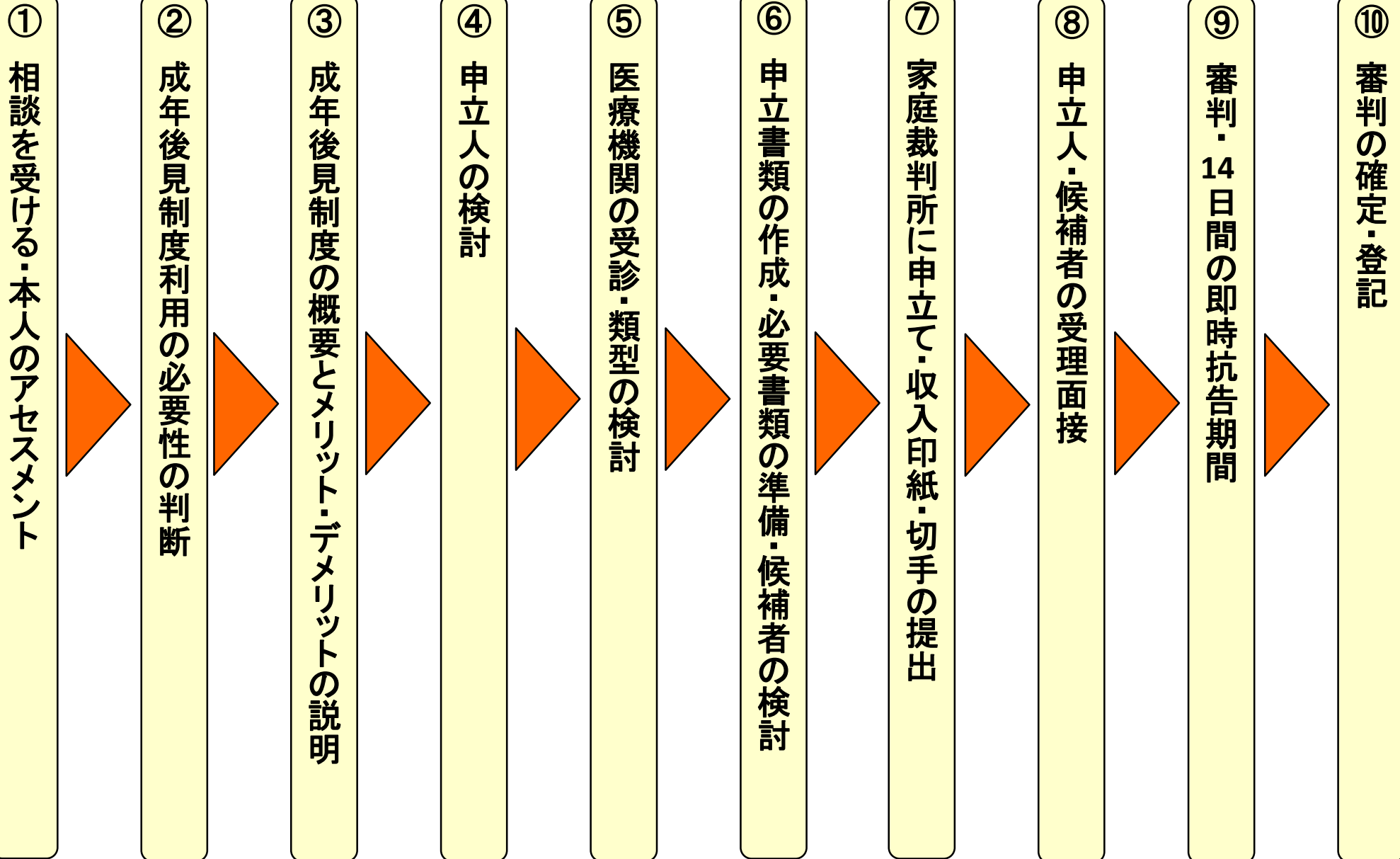
1. 成年後見制度の相談を受けたら



木曽三川と長島輪中

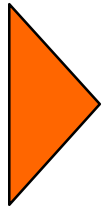
KUWANA CENTRAL COMMUNITY SUPPORT CENTER

成年後見制度の相談の流れ

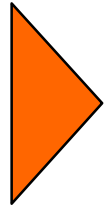


成年後見制度のすごく簡単な流れ

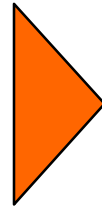
必要な書類を集める・作る



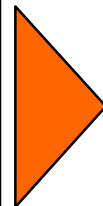
家庭裁判所に書類を出す



家庭裁判所で面接を受ける



家庭裁判所から審判が届く



成年後見人等が誕生

③成年後見制度利用のメリット・デメリット

○成年後見制度の申立ての相談を受けたら・・・

- ・メリットとデメリットがあることの説明が必要→気軽には勧めていない

＜メリット＞

- ・判断能力が低下していても、財産管理や契約ごとを後見人等が本人に代わって行うことができる

＜デメリット＞・・・見方によってはメリットでもある

- ・本人と家族の財産を明確に分けて管理する必要がある
（「どんぶり勘定」はできない）
- ・本人が入院・入所等で自宅を離れている期間、自宅の光熱水費を本人の口座から引き落としてしまうと償還を命じられる場合がある
- ・本人から家族等に対し、慶弔に伴う費用、小遣い、生活費等を渡す場合は裁判所と相談が必要（社会通念上の金額の難しさ）
- ・後見人等は、家庭裁判所に対して毎年定期的に財産に関する報告が必要などなど、
一般的な感覚からすると煩雑な面がある



②成年後見制度利用が適切な場合

- ・本人の判断能力の低下により、金融機関の窓口において預貯金の入出金を断られた場合
- ・本人の生活資金として、遊休不動産や有価証券の売却が必要な場合
(注意1: 不動産や有価証券購入などの投資は原則できない)
(注意2: 生活資金以外の営利目的の売却は原則できない)
- ・親族(推定相続人)間で、本人の財産に関して争いがある(又は予想される)場合
- ・経済的虐待、介護放棄などがある(又は恐れがある)場合
- ・支援にあたる親族がいない、又は親族が支援にあたることが問題な場合
- ・消費生活被害にあっている場合 などなど

○どうして気軽に利用を勧めないのか？

- ・日本の成年後見制度は**本人から権限を奪ってしまう制度**でもあるため、本来は可能な限り、本人が自らの意思、判断で財産処分などを行うべき
- ・ただし、成年後見人等には本人の意思を尊重する義務が課されている



②本人アセスメントでの見極め

- ・本人の状態確認で見極めること

- ①成年後見**制度利用が必要な状態にあるかどうか**
認知症・精神障害・知的障害による**判断能力低下の有無**
手帳の有無は関係ない
身体障害では利用できない
- ②本人が**申立てができる状態にあるかどうか**
「誰かにお願いしたい」という意思表示ができるかどうか
- ③後見・保佐・補助の**いずれの類型に該当するのか**



②成年後見制度の必要性の判断

・3つの類型ごとの判断能力基準

＜後見類型＞ ←旧禁治産制度

- ・事理を弁識する能力を欠く常況にある方
- ・診断書記載ガイドラインでは、「自己の財産を管理・処分することができない」
＝日常的に必要な買い物も自分ではできず、
誰かに代わってやってもらう必要があるという程度

＜保佐類型＞ ←旧準禁治産制度

- ・事理を弁識する能力が著しく不十分な方
- ・「自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要である」
＝日常の買い物程度は単独でできるが、重要な財産行為（不動産、自動車の
売買や自宅の増改築、金銭の貸し借り等）は自分ではできないという程度

＜補助類型＞ →実は多くの高齢者が該当するようなレベル

- ・事理を弁識する能力が不十分な方
- ・「自己の財産を管理・処分するには、援助が必要な場合がある」
＝重要な財産行為について、自分でできるかもしれないが、
できるかどうか危惧がある（本人の利益のためには、誰かに
代わってやってもらった方がよい）という程度



⑤医師の診断書作成について

<診断書について>

- ・3つの類型は医師の診断書に記載された類型をもとに判断する
- ・申立てに必要な診断書は3枚で構成される

診断書・診断書附票・鑑定連絡票

- ・文書作成料は医療機関によって異なる(概ね2,000円～10,000円程度)
- ・申立類型と診断書の類型が異なっている場合でも申立ては可能だが、家庭裁判所に理由を説明する必要がある
- ・診断書の作成は精神科以外の医師も作成可能

<鑑定書について>

- ・診断書は申立て書類に添付が必要だが、鑑定は申立後に指示があった場合に行う
- ・申立案件の1割程度しか鑑定は行っていない
- ・期間は1～2か月程度(9割)、当然受診が必要
- ・鑑定費用は5万円(範囲は3～10万円)が多い
- ・診断書を作成した医師が鑑定が必要な場合に受けるかどうかは鑑定連絡票に記載されている





桑名市介護&障害合同研修会

2. 成年後見制度の申立人になれるのは



六華苑(旧諸戸精六邸)

KUWANA CENTRAL COMMUNITY SUPPORT CENTER

④申立人になれる者

- ・誰が申立人になるのかを判断する
- ・法律上、申立人になれる者
本人、配偶者、4親等内の親族、
後見人、保佐人、補助人、
後見監督人、保佐監督人、補助監督人、
未成年後見人、未成年後見監督人、
任意後見人、任意後見監督人、任意後見受任者、
検察官、市区町村長



○どうして後見人なども申立てができるの？

補助から保佐、後見から補助など、
本人の状態に応じて類型変更があり得るため
任意後見人などは予め定めた代理権以外の
支援が必要になったときに申立てすることがあるため

④申立人の検討

・誰が申立人になるのかを判断する

①まずは**本人**を検討

「誰かにお願いしたい」という意思表示ができることが最低条件
後見類型の本人申立ても可能
書類作成は弁護士、司法書士に委任する必要性が高い
費用は自費が難しい場合は法テラスの民事法律扶助
原則返済が必要だが、生活保護等は償還免除の場合あり

②次に**配偶者**又は**4親等内の親族**を検討

申立てを委任しても大丈夫な関係なのかどうかの確認
煩雑な書類を集め、手続きを適切に行うことができるかの判断
費用は原則は申立人負担、法テラス利用の場合は申立人の収入基準による

③適切な申立人がいない場合は**市区町村長**

区長は東京都の特別区長をいい、政令指定都市は市長が申立てする
法令上は現在地、居住地、住所地、本籍地を問わず**実情を把握しうる**
市区町村長は申立てが可能だが、介護保険被保険者、生活保護受給者、住民などに限定している市区町村がある



④4親等内の親族とは

- ・親族とは、「6親等内の血族」と「3親等内の姻族」
- ・申立人になることができるのは
「4親等内の血族」と「3親等内の姻族」
- ・血族・・・血のつながった者
親族でも5・6親等の血族は申立てができない
- ・姻族・・・婚姻関係によって親戚になった者
4親等以上の姻族は申立てができない
- ・申立人になることができる親族の範囲は別紙参照。





桑名市介護&障害合同研修会

3. 成年後見制度の申立て方法



桑名城蟠龍櫓

KUWANA CENTRAL COMMUNITY SUPPORT CENTER

⑥候補者の検討

- ・候補者は自然人に限らず**法人**も可能、また**複数人**も可能
- ・大きく**親族後見人**と**第三者後見人**に分かれる
- ・第三者後見人のうち多いのは**司法書士、弁護士、社会福祉士**
- ・その他、行政書士、精神保健福祉士なども取り組んでいる
- ・弁護士・・・三重弁護士会（弁護士個人に申込み）
司法書士・・・公益社団法人**成年後見センター・リーガルサポート**三重支部
行政書士・・・公益社団法人**コスモス成年後見サポートセンター**三重県支部
社会福祉士・・・一般社団法人三重県社会福祉士会権利擁護センター「**ぱあとなあみえ**」
- ・候補者は申立書の「候補者欄」に記載する
- ・ただし、候補者を後見人等を選任するかどうかは家庭裁判所が決める
あくまで申立人の希望を述べるに過ぎない
- ・財産が多い場合、候補者が高齢の場合、候補者と本人の関係に問題がある場合、親族間で財産に関する争いがある場合、推定相続人が申立てに同意していない場合などは候補者以外の第三者が選任されやすい
- ・専門職団体の推薦者が内定している場合は候補者欄に記載
ただし、候補者に関する照会書と住民票は不要、候補者面接もない
- ・団体推薦を受けない弁護士等の場合は照会書・住民票が必要、面接もある



⑥必要書類の準備～戸籍～

- ①**住民票**または**戸籍の附票**(住所が記載される)を集める
- ②**本人の出生から現在までの戸籍謄本・戸籍全部事項証明書**を集める
⇒推定相続人(いま死亡した場合の相続人)を確認するために必要
成年後見制度は後見人等に財産管理権限が生じるため、
相続財産の多寡に関連することから同意を取るべき
・後見人がついても遺言作成など一身専属の権限は本人にある(遺言は可能)
- ③**推定相続人の戸籍・戸籍全部事項証明書**を集め、**親族関係図**を作成
住所が分からない場合はあわせて附票も取る
- ④推定相続人に連絡を取り、同意・不同意を確認(**不同意でも申立可能**)
手持ちの情報や104で電話番号が分からない場合は手紙を活用
桑名市長申立てでは以下の3点を確認している
 - 1.本人の面倒をみってくれるか
 - 2.申立人になってくれるか
 - 3.申立てに同意するか(同意・不同意は本人に関する照会書に記載する)



○**戸籍全部事項証明書**ってなに？

戸籍をコンピュータ化した自治体が発行する証明書で、従前の紙戸籍で発行していた戸籍謄本と同じもの。裁判所への提出書類は**発行後3か月以内**のもの。

⑥推定相続人の範囲

- ・戸籍を集める推定相続人の範囲を覚えておく必要がある
- ・基本的には法定相続順位に基いて考える
- ・配偶者は常に相続人
 - 第1順位 子がある場合・・・配偶者と子
 - 第2順位 子がない場合・・・配偶者と父母
 - 第3順位 子・父母がない場合・・・配偶者と兄弟姉妹
- ・子、兄弟姉妹が死亡・失踪している場合は代襲相続される
- ・市長申立ては推定相続人に加えて2親等内の親族にも連絡を取る必要があるため本人・親族申立てよりも集める範囲が広く、長期間を要する

○なぜ市区町村長申立ては戸籍を集める範囲が広いの？

市区町村長申立ては本人、親族が申立てできない場合に老人福祉法・知的障害者福祉法・精神保健福祉法に基づいて福祉的支援の必要性から申立てを行う。そのため、4親等内の親族が申立てできる場合は優先順位が低くなる。ただし、虐待などで早期の対応が必要な場合は親族に優先して申立てを行うこともある。なお、4親等内の親族全員を調べることは現実的ではなく、2親等内までの調査でよいとされている。



⑥登記されていないことの証明書

- ・**登記されていないことの証明書**
＝後見人等が付いていないことを証明する書類
- ・**郵送**で取り寄せる場合
東京法務局に依頼、10日間ほどかかる
東京法務局後見登録課で1通300円を収入印紙で納付
詳しくは東京法務局ホームページで確認
- ・**窓口**で取る場合
地方法務局(本局)まで行く必要がある、その場で取れる
名古屋地方法務局、津地方法務局などが近い



⑥必要書類の準備～資産・負債～

<資産:不動産>

- ・**不動産(土地・建物)の全部事項証明書(登記簿謄本)**を法務局で取得する
- ・登記されている不動産は**評価額**の**分かる書類**を添付する
例えば市町村役場の税務課が発行する**固定資産税評価証明書**など

<資産:動産>

- ・預貯金の通帳・証書の全ての頁のコピー(**過去1年分**を付ける)
- ・コピーの取り方はA4左側3cmを開ける(パンチの穴にかからないように)
- ・裁判所への提出書類は基本的に**A4片面印刷で提出**する(両面印刷は不可)
- ・国債・株式・投資信託などの有価証券は取引状況や資産価値の分かるもの
- ・生命・火災保険等は保険証券のコピー

<負債>

- ・債務は返済を確認するために非常に重要
- ・返済予定表、督促状、請求書などあらゆるものから確認をする
- ・債務者でなくとも、連帯債務者・連帯保証人・保証人になっているものも記載
- ・税金・社会保険料は破産しても消えないので特に重要、本人への影響も大きい



⑥必要書類の準備～収入・支出～

<収入>

- ・年金証書、所得課税証明書、確定申告書、給与支払明細、賃貸契約書など収入の分かる書類を準備
- ・生活保護費を受給している者は保護決定通知書など受給額の分かる書類
- ・収支状況を把握するため、年金・給与以外の不動産収入、仕送りなども確認

<支出>

- ・医療費、施設入所費の請求書・領収書、社会保険料、税額、光熱水費、生命・火災保険料、年会費、新聞代などの支出が分かる書類はすべて添付

<財産目録・本人収支表の作成>

- ・資産・負債・収入・支出をすべて**財産目録・本人収支表**にまとめて記載
- ・**申立書類一式は裁判所ホームページに津家庭裁判所書式がアップされている**
(家庭裁判所窓口でもらうこともできる)
- ・裁判所トップページ→各地の裁判所→津地方裁判所・津家庭裁判所・三重県内の簡易裁判所→裁判手続きを利用する方へ→手続案内→成年後見等申立て



⑥必要書類の準備～申立書～

<申立書>

- ・申立人・本人・候補者、類型、申立ての実情を記入
- ・保佐・補助の場合、希望する代理権・同意権(取消権)を記載
後見類型はほぼすべての代理権・取消権を有しているため記載不要
(後見類型には同意権はない)
- ・希望する代理権・同意権(取消権)を記載しておかないと、後日、追加で代理権・同意権(取消権)の付与申立てをする必要がある
- ・申立ての実情は、申立てに至った経緯と必要性を訴える最も重要な書類

○後見人等は身元保証・身元引受・医療同意はできないの？

できません。医療同意は結婚・離婚、養子縁組・離縁、子の認知などと同じく本人のみが決め得る一身専属の権利であり、後見人等は決定(同意・署名)できません。

身元保証・身元引受も入院費用などの連帯保証人となる内容などもあり、仮に本人に代わって債務を弁済してしまうと本人に対する債権者となり利益相反が生じます。あくまで後見人等は「本人」であり、署名できません。



⑥必要書類の準備～照会書～

<本人に関する照会書>

- ・本人に関する**6項目の事実を記載**する
 - 1.本人は、今回の手続きをすることを知っていますか。
 - 2.本人は、これまで家庭裁判所の手続を利用したことがありますか。
 - 3.本人の生活
 - 4.本人の略歴(最終学歴、主な職歴)と病歴(入院歴、主な病名)を
わかる範囲で記載してください
 - 5.本人の親族(氏名、年齢、続柄、住所、電話番号、同意の有無)
 - 6.本人の財産について
- ・障害者手帳を所持している場合は**障害者手帳**のコピー、
介護認定がある場合は**介護保険被保険者証**のコピーを添付
- ・入院・入所・入居中の場合は**病院・施設等のパンフレット、地図**を添付



<候補者に関する照会書>

- ・候補者欄に記載した場合は候補者に関する照会書とその者の
住民票が必要 → 受理面接時に申立人とともに候補者も面接

⑥必要書類の準備～上申書～

<上申書>

- ・上申書は家庭裁判所に対して特に伝えたいことがある場合に添付
- ・例えば
本人申立て、保佐・補助類型の申立てで、本人が入院中で家庭裁判所まで面談に行けないので家庭裁判所調査官が面談に来てほしい
親族申立てだが、申立費用を本人負担としたい
後見人等を選任される専門職が住民票上の住所を知られたくないので
審判書には事務所所在地を記載してほしい
など内容は様々



<委任状>

- ・申立人自身が家庭裁判所へ面談に行けない場合に作成する
桑名市長が家庭裁判所に行けない→市長から担当職員へ委任
法人の代表者が家庭裁判所に行けない→代表者から担当職員へ委任

- ・上申書・委任状とも特に定まった書式はない

⑦いよいよ家裁へ申立て

<津家庭裁判所四日市支部>

- ・〒510-8526 四日市市三栄町1-22 家事受付係 059-352-7185
- ・四日市市役所の南側にある裁判所の建物2階
- ・桑名市・いなべ市・四日市市・桑名郡・員弁郡・三重郡を管轄
- ・①申立書類＋②収入印紙＋③郵便切手の提出が必要 合計6,337円
 - 収入印紙 800円(申立用)＋2,600円(登記用) 計3,400円
 - 郵便切手 500円×2枚、100円×9枚、82円×10枚、52円×1枚、10円×15枚、5円×2枚、1円×5枚 計2,937円
- ・受理面接の予約を行う
 - 毎週水・金曜日の9:30と13:30の週4枠が設定されている
- ・受理面接は家庭裁判所調停室において、本人・申立人・候補者が家庭裁判所参与員(または調査官)の面接を受ける
- ・面接時に不足する書類がある場合は指示がなされる
- ・面接と指示書類の提出が終われば審理がなされる



⑦審判

<審判>



- ・審理期間はおおむね2か月以内
(平成26年中集計では1か月以内47.6%、2か月以内29.3%)
- ・審判は本人(一般郵便)、申立人(一般郵便)、候補者(特別送達)に郵送される
- ・候補者が受け取った日の翌日から起算して14日間の即時抗告期間あり
- ・審判に対して不服がある場合は即時抗告することで高等裁判所での審理に移る(抗告状の提出先は原裁判所である家庭裁判所)
- ・津家庭裁判所四日市支部で即時抗告を行った場合は名古屋高等裁判所
- ・家庭裁判所に問い合わせをする場合は事件番号(平成○年家第○号)で照会すると手続きが円滑
- ・即時抗告期間を経過すると審判が確定し、後見人等の権限が発生
- ・審判確定後、家庭裁判所書記官が東京法務局に登記を嘱託し、登記がなされる
- ・東京法務局で後見登記事項証明書ができるまでの期間に対応が必要な場合、家庭裁判所の審判確定証明書で代用できることがある

ま と め

- ・申立書類の作成はたいへんだが、やってやれないものではない
- ・不安であれば、費用はかかるが、弁護士・司法書士に作成を委任可能
- ・法テラスの民事法律扶助が利用できれば費用の立替が可能
場合によっては償還が免除されることもある
- ・ひとりで抱えず、相談窓口を積極的に利用しよう！

みなさんの力が、
高齢者・障害者をまもります



成年後見制度に関する相談窓口

＜桑名市＞

- ・地域介護課 中央町2丁目37番地 TEL 24-1489
- ・障害福祉課 中央町2丁目37番地 TEL 24-1171

＜桑名市社会福祉協議会＞

- ・福祉後見サポートセンター 常磐町51番地 TEL 22-8218

＜地域包括支援センター＞

- ・中央地域包括支援センター 中央町2丁目37番地 TEL 24-5104
- ・東部地域包括支援センター 内堀51番地 TEL 24-8080
- ・西部地域包括支援センター 西金井170番地 TEL 25-8660
- ・南部地域包括支援センター 江場776番地5 TEL 25-1011
- ・北部東地域包括支援センター 長島町松ヶ島66番地 TEL 42-2119
- ・北部西地域包括支援センター 多度町多度1丁目1番地1 TEL 49-2031

＜障害者総合相談支援センター＞

- ・障がい者総合相談支援センターそういん 寿町1丁目11番地 TEL 27-7188
- ・障害者総合相談支援センターくわな 寿町1丁目11番対 TEL 87-7490
- ・桑名市社協障害者総合相談支援センター 長島町松ヶ島53番地2 TEL 41-2015

関係機関・関係団体

＜津家庭裁判所四日市支部＞

- ・家事受付係 四日市市三栄町1-22 TEL 059-352-7185

＜法務局＞

- ・東京法務局後見登録課 東京都千代田区九段南1-1-15 TEL 03-5213-1353
- ・津地方法務局 津市丸之内26-8 TEL 059-228-4192

＜日本司法支援センター(法テラス)＞

- ・三重地方事務所 津市丸之内34-5 TEL 050-3383-5470

＜関係団体＞

- ・三重弁護士会 津市中央3-23 TEL 059-228-2232
- ・公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート三重支部
津市丸之内養正町17-17 TEL 059-213-4666
- ・一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター三重県支部
津市広明町349-1 TEL 059-226-3137
- ・一般社団法人三重県社会福祉士会 津市桜橋2-131 TEL 059-228-6008

＜公証人役場＞

- ・四日市公証人合同役場 四日市市鵜の森1-3-15 TEL 059-353-3394

ご清聴ありがとうございました



本物力こそ桑名力



関係機関・関係団体の紹介

桑名市福祉後見サポートセンター

三重弁護士会

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート三重支部

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター三重県支部

一般社団法人三重県社会福祉士会権利擁護センター「ぱあとなあみえ」





2016年2月18日
第2回桑名市介護&障害合同研修会
(くわなメディアライヴ)

グループワーク

「成年後見制度のわかったこと、わからないこと」



桑名市 ゆめはまちゃん (ゆるキャラグランプリ2015 **三重県内第1位**)

グループワーク

テーマ

「成年後見制度のわかったこと、わからないこと」

20:00まで



ご参加ありがとうございました



本物力こそ桑名力

